

# 豊中市若者自立支援計画

令和2年度（2020年度）事業報告書

令和4年（2022年）3月

豊中市

## はじめに

本市では、平成30年(2018年)3月に、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをすすめるために「豊中市若者自立支援計画」を策定しました。

本計画は、「子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成」、「子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築」、「子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進」、「支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり」、「非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援」を施策の柱に掲げ、子ども・若者支援の充実に取り組むものです。

本計画では、進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を検証しながら、社会情勢の変化に対応した実効性のある計画の推進をはかることとしており、年度毎に実施状況を確認し、その結果を踏まえ、計画推進における事業の見直しを実施するために本報告書を作成しました。

市民や関係者のみなさまには、本市の子ども・若者支援の推進のために本報告書をご覧ください、ご活用いただきますようお願いいたします。

令和4年(2022年)3月

— 目 次 —

I. 若者自立支援計画について	
1. 計画の位置づけ	・・・ 1
2. 基本理念	・・・ 1
3. 施策の方向性	・・・ 2
II. 事業の実施状況について	
施策の柱①	・・・ 3
施策の柱②	・・・ 7
施策の柱③	・・・ 12
施策の柱④	・・・ 18
施策の柱⑤	・・・ 21
III. 評価指標の実績について	・・・ 25
IV. 令和 2 年度の総括について	・・・ 26

# I. 若者自立支援計画について

## 1. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「大阪府子ども総合計画」を勘案して策定しています。

子どもの健やかな育成については「豊中市子育て・子育て支援行動計画 子どもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」と連携を図り推進することとし、本計画では、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等についても定めるものです。

## 2. 基本理念

本計画では、これまでの青少年行政の取組みを基礎としながら、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心に取り組むことから、「青少年健全育成都市宣言」を基本理念とします。

### 青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和60年（1985年）10月9日 豊中市

### 3. 施策の方向性

#### 基本方針

- ① 予防的及び成長・発達を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取組みを行います。
- ② 学生から社会人への移行期を支援する取組みを行います。
- ③ 自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。
- ④ 虐待、DV、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。

#### 施策の柱と主な取組み

##### 施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

- ・家庭教育の支援推進
- ・子ども・若者の健やかな成長、自立に向けた教育機会の充実

##### 施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

- ・若者支援相談窓口を支援プログラム策定からモニタリングまで行う総合相談窓口へと機能拡充
- ・協議会の指定支援機関と調整機関の連携強化による支援全体のコーディネート機能の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

##### 施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

- ・学習支援や居場所づくりの推進
- ・就労支援の推進
- ・地域との連携強化

##### 施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成および担い手の活躍の場づくり

- ・若者支援全体を主導する指定支援機関を設置
- ・支援人材の育成と、活躍できる仕組みづくり

##### 施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

- ・性や喫煙、薬物、虐待等の犯罪被害を未然に防止するための教育機会の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

## Ⅱ. 事業の実施状況について

令和 2 年度（2020 年度）における特徴的な取組みを以下にまとめました。

### **施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成**

#### <めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

#### <取組みのポイント>

- ・ 基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境の整備
- ・ 自己肯定感や規範意識の育成に向けた取組み
- ・ 子ども・若者が健康についての知識、問題に直面したときに SOS を出せる力の獲得及びそれを支援する環境づくり

#### 令和 2 年度（2020 年度）の主な取組み

本施策については既に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」において既に実施されており、既存事業と連携しながら取り組むこととしております。

#### **<豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか>**

社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にす  
る気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する  
力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけることができるよう取り  
組んでいます。

#### **<豊中市教育振興計画>**

次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、ともに助け合いながら、平和な未来と自  
らの将来を切り拓いていくことでできる力を身につけることができるよう取り組んでいま  
す。

## ○家庭教育支援の推進

### 家庭教育支援事業【学び育ち支援課】

家庭教育支援事業では、命の大切さや親になることの責任について考える取組みを行っています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の影響により開催数が減少しました。親を学ぶ「明日の親のための講座」を小学校で実施し、全3回、計99人が参加しました。また、中学校区単位で活動する地域教育協議会（すこやかネット）との連携により、主に保護者を対象に、家庭教育や子育てに関する講演会・学習会を3中学校区で開催し、計124人が参加しました。

### おとうさんの広場「土曜の朝はパパタイム」

#### 【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】

父親が子どもと出かけたり、子どもと関わりを持ったりする機会をつくり、育児参画のきっかけをつくることを目的として、未就学児とその父親を対象とした工作イベントを行いました。2回の講座を実施し、計11組の参加がありました。

子どもと父親がコミュニケーションを取りながら、楽しく工作に取り組んでいました。



ロケットが飛び出す箱を作る親子の様子



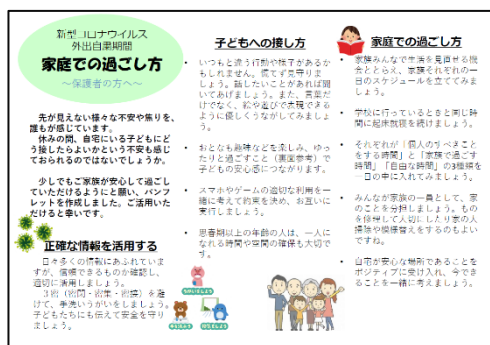
「パパと一緒にマジックハンドを作ろう！」のチラシ

## ○子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた教育機会の充実

### 豊中市メンタルヘルス計画【保健予防課】

子どもや若者のメンタルヘルスは、生涯を通じたこころの健康の基礎づくりとして重要な課題の一つです。不登校からのひきこもり、うつ病や摂食障害、薬物依存や自傷行為など、思春期・青年期のこころの問題の背景には自尊心や自己効力感の低さなどが認められます。子育てや子ども・若者を支援する機関、学校関係者等との協働や連携とともに、社会全体で子どもたちのこころの育ちを保障する仕組みづくりに取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染予防のための小中学校臨時休校及び外出自粛期間中に、感染不安への対応やストレス対処法、相談窓口の案内を目的に保護者向けリーフレットを作成し、教育委員会の協力のもと、配布しました。リーフレットにはコロナ禍におけるこどもたちへの接し方のポイントや保護者のセルフケアの必要性などについて掲載し



ています。新型コロナウイルスに関するこころの電話相談（コロナこころのケアダイヤルとよなか）や精神保健福祉相談などで、引き続きコロナ禍におけるこころの不安への対応とメンタルヘルスの維持と向上に取り組めます。

### [令和2年度実績]

取組み	講座名	回数	参加人数
中学生を対象とした自己肯定感の醸成・援助希求行動の促進教育	いのちの授業	コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
子ども・若者のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発	思春期メンタルヘルス講演会 学校メンタルヘルス・リテラシー向上講演会「生きづらさを抱える子どもに今日から大人ができること」(オンデマンド開催)	1回	140人

### 交通安全啓発事業【交通政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響でこども園・支援学校等において、園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用した交通安全教室が実施できないため、独自に交通安全教室が実施できるよう交通安全教材の配布やDVD・紙芝居の貸出しを行いました。



## 学校における消費者教育【くらし支援課】

学校における消費者教育の推進及び消費者被害を未然に防ぐことを目的に小・中学校へ出向き消費者問題等について学習する講座を行っていますが、令和2年度（2020年度）はコロナウィルス感染症の影響により休校等があったため、消費者教育DVD「しっかり学ぼう！ネットと契約」を作成し市内の小・中学校（市立・私立）全校に配布しました。



## ○子ども・若者の社会参加に向けた取組みの推進

### 子どもの社会参加の促進【こども政策課】

『こどもすこやか育みプラン・とよなか』において「子どもの社会参加事業数」を評価指標として設定し、毎年度進捗状況の点検や評価を行っています。令和2年度（2020年度）は、子どもに対する情報発信や意見表明の機会の確保、地域における社会体験など40事業を実施しました。（前年度40事業）

### 自主防災体制推進事業【危機管理課】

地域における防災対策の実践活動を促進し、市民の防災力の向上を図るため、気象・防災等の専門的な知識を有する者を「とよなか防災アドバイザー」として地域に派遣し、防災対策に関する講義又は助言を行うものです。令和2年度（2020年度）は9回の派遣を行いました。

講義の様子



### 学生・若者の市民公益活動への参加促進【コミュニティ政策課】

高校生や大学生などの学生・若者が、市民公益活動により一層参加しやすくなるように、市民活動情報サロンを日頃の活動の成果発表や意見交換の場として活用しました。コロナ禍の影響で、ボランティア情報の提供件数は減少しましたが、オンライン交流などコロナ禍だからこそその取組みも見られました。市民活動情報サロンは今後も学生・若者の市民公益活動への参加を促進していきます。



活動成果発表の様子

## 施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

### <めざすべき姿>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

### <取組みのポイント>

- ・多機関・多職種による包括的な支援体制の充実
- ・協議会の指定支援機関(\*1)と調整機関(\*2)の連携による相談・支援体制の充実
- ・制度の切れ目等で相談者への支援が途切れないようにするため他の支援機関やネットワークとの連携強化
- ・相談窓口の周知

### 令和2年度(2020年度)の主な取組み

#### ○相談窓口機能の拡充(総合相談窓口化、コーディネート機能の充実)

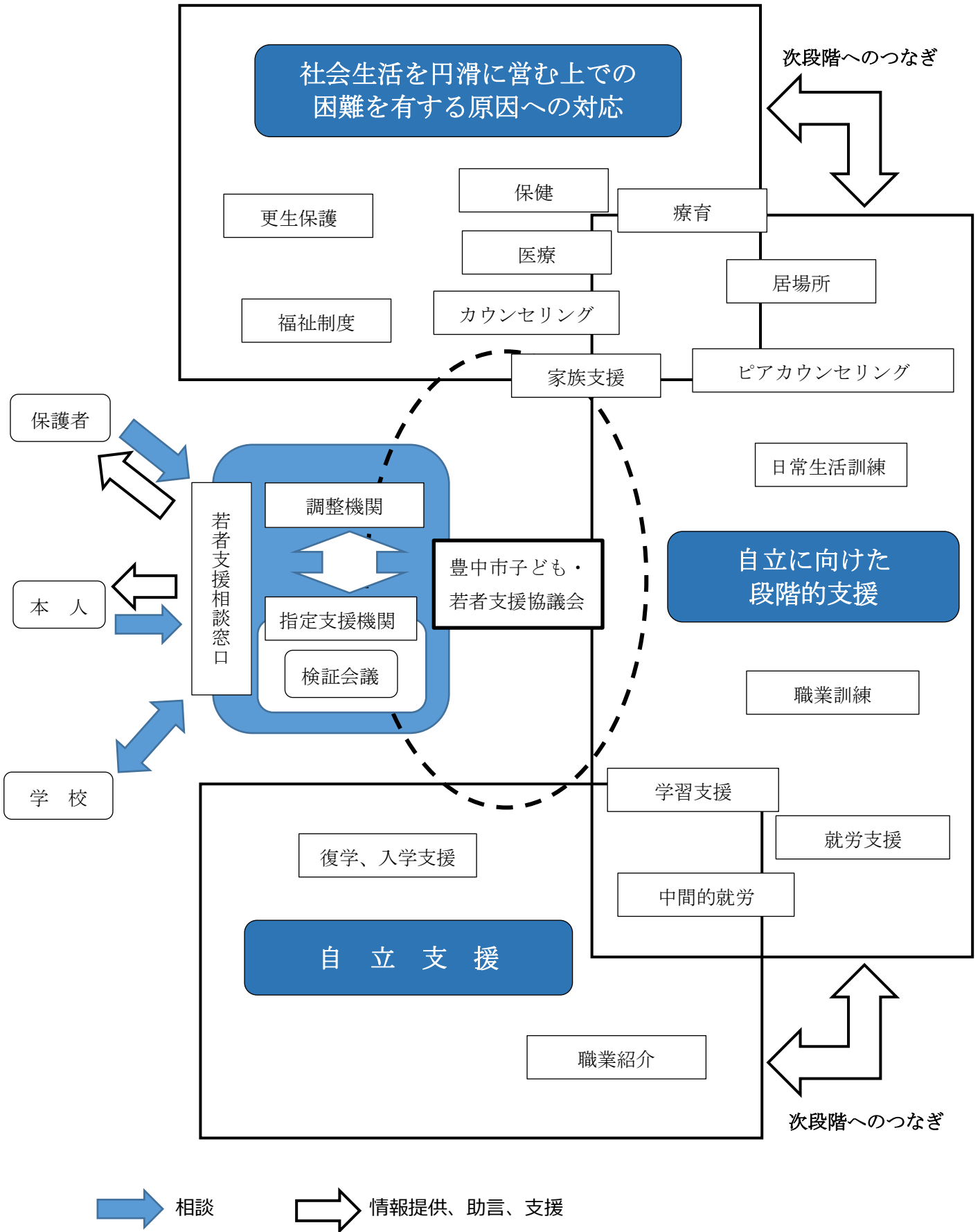
##### 子ども・若者支援協議会【くらし支援課】

##### 若者支援総合相談窓口【社会教育課・くらし支援課】

- ・相談支援体制の充実を図るため、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関であり主に若者の就労支援を実施している「とよの地域若者サポートステーション(受託団体;一般社団法人キャリアブリッジ)」を協議会の指定支援機関に指定しています。また、複数の機関が連携して支援にあたる場合には、協議会の調整機関であるくらし支援課が機関相互の連絡調整を行いました。
- ・ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を実施するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行っています。
- ・コロナ禍の影響により、対面での支援が制限されたことから、これまでの支援方法(面談や電話)に加えて、オンラインで相談できる環境づくりを行いました。

\*1 **指定支援機関**とは、子ども・若者育成支援推進法第22条に基づく若者支援協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす機関。

\*2 **調整機関**とは、子ども・若者育成支援推進法第21条に基づく若者支援協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行う機関。



[豊中市子ども・若者支援協議会]

代表者・実務者合同会議 1回実施（書面会議）

[若者支援総合相談窓口における新規相談件数]

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2
相談 件数	55件	53件	52件	83件	105件	122件	112件

(内訳)

○登録時の年代

年代	人数
10代後半	45
20代前半	36
20代後半	12
30代前半	8
30代後半	7
不明	4
合計	112

○性別

性別	人数
男性	72
女性	40
不明	0
合計	112

○相談内容

項目	人数
ひきこもり	28
就労	38
転職	0
就労継続	2
復職相談	0
アルバイト	13
進路	34
不登校	16
学校定着	4
復学	2
家族問題	5
経済問題	1
対人関係	18
非行	0
障害	7
メンタル	26
合計	194

[延べ相談件数] 629件

豊中市若者支援総合相談窓口

相談内容

- ひきこもり
- 就労
- 転職
- 就労継続
- 復職相談
- アルバイト
- 進路
- 不登校
- 学校定着
- 復学
- 家族問題
- 経済問題
- 対人関係
- 非行
- 障害
- メンタル

電話番号: 06-6866-3032

相談事例

- Aさん/19歳 進学 進学先での悩み
- Bさん/21歳 就職 就職先での悩み
- Cさん/22歳 進学 進学先での悩み

## ○他支援機関・ネットワークとの連携強化

### ○教育委員会との連携強化

#### 子ども・若者支援協議会／若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

中学校卒業後や、児童福祉法の対象年齢である18歳に達した後も支援が必要な若者に対して切れ目の無い支援を実施するため、こども相談課及び教育委員会児童生徒課と定期的な連絡会議を開催しました。(令和2年度開催実績 1回)

こうした取組みにより、こども相談課、児童生徒課及び学校等の関係機関からの紹介による相談者が増加しました。

## ○相談窓口の周知

### 若者支援総合相談窓口の周知【くらし支援課】

学校の卒業や年齢による制度の切れ目等により支援が途切れないよう、令和3年(2021年)1月に、卒業を控えた市内の中学3年生及びその保護者を対象に周知のためのチラシ及びカードを配付し、相談窓口の周知を行いました。



### 【参考】子ども・若者支援に関連する相談事業の紹介

#### こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」【こども相談課】

平成27年度(2015年度)に設置したこども総合相談窓口では、平成29年度(2017年度)に365日24時間体制に拡大しました。

令和2年8月からはLINE相談(毎週水曜日の午後5時から9時まで)も開始し、子どもからの相談件数は356件(電話及びLINEの合計)となっています。

#### こども療育相談事業【こども相談課】

発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。

令和2年度(2020年度)の利用件数は1250件となっています。

## 【参考】子ども・若者支援に関連する相談事業の紹介

### おとな-girls 相談、おとな-girls 相談 WEEK

【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】



10代から30代の女性が匿名で、親との問題や交際相手との関係など気軽に悩みを相談でき、ともに課題を整理しながら自らの力で解決できるようエンパワメントにむかう支援を行いました。令和2年度（2020年度）は10件の相談がありました。

### 相談サービス（おとなサポート事業）

【人権政策課・（公財）とよなか国際交流協会】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会を作るため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながら、サポートをしています。令和2年度（2020年度）から週5日に拡充して実施し、相談件数は延べ1,848件と前年度の約2倍に増加しました。日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語に対応しています。

また、緊急事態宣言時にリモート対応を導入し、宣言解除後も相談者の希望や状況に応じてリモートやSNSにより相談対応を行いました。

## 施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

### <めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある。

### <取組みのポイント>

- ・ 再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供
- ・ 若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援による再チャレンジ機会の創出
- ・ 地域の中での支援のつなぎ手を育成します。

### 令和2年度（2020年度）の主な取組み

#### 〇若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に実施内容を記載）

##### 学習・生活支援事業【くらし支援課（受託団体：（一社）日本地域統合人材育成機構、（特非）とよなか ESD ネットワーク）】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるよう支援します。同世代だけではなく、異世代間の関係を築き、安心して通える居場所を提供するため、草木染めや調理、ボードゲーム、映画鑑賞などの多様な機会



を提供しました。また、本人が興味関心のあることや得意なことを通じて、他者から認められ、自信をつけることができました。コロナ禍により、来所できない児童や生徒へは、電話や SNS を使って状況確認を行いました。令和2年度（2020年度）は市内2カ所で、学習支援を157回、生活支援・体験（居場所）を169回開催し、延べ1,256人（実人数55人）が参加しました。



## **ひとり親家庭学習支援教室【子育て給付課】**

ひとり親家庭の中学生、高校生（豊中市在住）を対象に、勉強のサポートだけにとどまらず、アットホームな居心地の良い学習の場を提供しています。令和2年度（2020年度）は母子父子福祉センターで、48回開催し、延べ655人が参加しました。

コロナ禍で学習に対して不安を抱えている生徒が多くみられる中、積極的に講師に相談する生徒も多く、進路指導や学習計画を個別に行うことにより個々の学習意欲を高めることができました。夏季講習・冬季講習を開催し、長期の休業中も勉強をする習慣が身に付いたと思います。クリスマス会に代えてクリスマスブーツや、年度末のお別れ会に代えてネーム入りシャーペンコロナ禍で頑張っている生徒に配布しました。ただ、コロナ禍でランチ提供（子ども食堂）は1回の実施にとどまりました。

## **寄り添い型学習支援事業【児童生徒課（少年文化館）】**

子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、進学面に困難を抱える市内在住の生活困窮者家庭を中心にした中学校3年生を対象に、安心して学習ができる場を提供し、学習支援員（社会人・大学生）が個別対応で学校の宿題や課題、定期テストに向けての勉強を支援しました。

各校の試験対策や入試対策だけではなく、あきらめず目標をもって学習し続ける力を培いました。市内6校から12人の参加登録があり、「塾や家庭教師などが利用できない中学生」の一部ではありますが、ほぼ年間を通して、各中学校との連携を図りながら、彼らに寄り添い、支援をすることができ、自学自習の力を育むとともに登録者全員が進路を決めていくことができました。

## **「子どもの居場所づくり」事業【児童生徒課（少年文化館）】**

児童生徒の自発活動を奨励し、個性の伸長をはかるとともに自主的で創造性に充ちた情操豊かな児童生徒の育成のため、日曜日や長期休業中に実施する様々な体験活動をとおして子どもたちの居場所づくりを行っています。提案公募型委託制度を活用して、市民公益活動の経験や専門性等をもつ団体と協働で実施することで、より効果的にサービスを提供しています。年間を通じた文化クラブのほか長期休業中のカルチャー教室など、延べ参加人数は1,833人で、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育てていく場を創出・提供することができました。



## **子ども食堂フードデリバリー事業補助金【こども政策課】**

新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校園の臨時休業等に伴い、見守りが必要な子ども・家庭を支援するため、これまでに子どもやその家庭との定期的な関わりがある子ども食堂等に対して補助をすることで、各家庭への食材の提供等を行い、子どもの見守り体制を強化しました。

5月19日から令和2年度末までの期間で、6団体を補助し、延べ432世帯に対してお弁当や食材セット等の配布を通して見守りを行いました。

## **放課後の子どもの居場所づくり事業【学び育ち支援課】**

親の就労の有無に関わらず、すべてのこどもが放課後、安全で安心して豊かな時間を過ごすため、小学校の校庭や校舎内にこどもの居場所となる活動場所を作り、こどもの自主的な遊びや学習を通してこどもの育ちを支援しています。令和2年度（2020年度）は、給食実施日の放課後2時間程度、市内10小学校（大池・野畑・西丘・寺内・豊島西・桜井谷・東丘・高川・刀根山・新田南）で行いました。

すべての子どもの放課後の安心・安全な居場所であるとともに、自由遊びを通じてこどもたちの自主性や創造力、体力を育むことができる機会となっています。また、放課後こどもクラブの入会要件や家庭の経済的事情により入会できない児童、放課後こどもクラブを退会した児童が利用しているケースもあり、放課後こどもクラブを補完する場にもなることも期待できます。

## **発達障害者支援事業【障害福祉課】**

日常生活に発達障害を起因とする困りごとがある概ね18歳以上の方やその家族に対し、専門職が個別に相談に応じ、課題解決に必要な支援を行っています。（相談窓口名称『ら・ぷらす』）

その中で居場所機能の取組みとして、平成30年度より定期的に障害福祉センターひまわりの一室を開放し「ら・ぷらす開放デー」と称した場作りを実施していました。令和2年度（2020年度）は、コロナ禍による安全な場作りとそれまでの利用状況を鑑み、持続可能かつ効果的な居場所機能の取組みを実施するため、方法の見直しを行いました。それに伴い、「ら・ぷらす開放デー」は終了し、その後居場所機能は個別プログラムの中に組み込む形で支援を行っています。

## 人間関係や仕事がしんどい女子のための気軽におしゃべりカフェタイム

### 【人権政策課・(一財) とよなか男女共同参画推進財団】

主催：一般社団法人とよなか男女共同参画推進財団  
 〒660-0020 豊中市五井町1-1-1-501  
 電話：06-6844-9773  
 FAX：06-6844-9706  
 メール：kouza@toyonaka-step.jp  
 http://www.toyonaka-step.jp

生きづらさや働きづらさを感じている若年女性同士が、ゆるやかなつながりをつくり、エンパワメントできるよう、定期的に集まれる場を設けました。令和2年度(2020年度)は8回実施し、延べ34人が参加しました。



10月ミニ講座の様子

2020年10月のチラシ

## 子どもサポート事業【人権政策課・(公財) とよなか国際交流協会】

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメントを行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。ここ数年は外国



サンプレイスの様子

にルーツを持つ大学生・大学院生がボランティアとして活動の機会に携わることが多くなっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。

### **多文化子どもエンパワメント事業（若者支援）【(公財)とよなか国際交流協会】**

外国にルーツを持つ若者が安心して集い、仲間と出会える定期的な居場所「たまりば」の開設、運営を行いました。令和2年度（2020年度）は39回実施し、外国にルーツを持つ若者のべ126人が参加しました。また、新たに近年増加しているネパールにルーツを持つ若者の実態調査を行いました。10代後半で来日した若者が日本語で情報を得ることが難しいことなどから就学できず、日本語の習得や将来設計に困難を抱えていることが明らかになりました。調査結果を活かし、今後も多言語での情報発信や相談対応、日本語学習の機会提供に努めていきます。

### **多文化子どもエンパワメント事業（こども日本語）【(公財)とよなか国際交流協会】**

学習のための日本語支援が必要な小学生・中学生や若者のための日本語教室、学習日本語「こんぱす」をボランティアグループ「とよなかJSL」とともに新たに立ち上げ、日本語の支援や学齢超過の若者の高校進学支援をおこないました。また、子どもの日本語と学習面の躓きや悩み、不安に関する学習相談日を設け、学校教員や保護者からの相談対応を行いました。令和2年度（2020年度）は72回実施し、参加者は延べ802人（うち外国人240人）でした。

## ○若者を対象とした就労支援の推進

### 雇用創出事業【くらし支援課】

地方創生推進交付金を活用し、常用雇用をめざす就業経験の少ない若年求職者を対象とした連続講座を実施しました。この講座は、自己理解や職業理解等の就活準備編、企業研究や応募書類作成等の就活実践編、企業見学・体験等を経て就労をめざす連続プログラムです。

[令和2年度実績]

内容	人数
参加者	19人
常用雇用の就職決定者数	6人



講座の様子



働くジブン発見プログラムのチラシ

### 若者職業体験事業【くらし支援課】

これまで就業経験がない人、正社員として働いたことがない人、離職した人等で再チャレンジしたい人の就職支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成を支援しました。令和2年度（2020年度）は5人を採用しました。

## ○地域や支援団体との連携強化

### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業【くらし支援課】

多様で複合的な課題を有している相談に対しては、多機関の協働による包括的な支援体制が必要であることから、相談支援包括化推進員を配置し、個々の状況に合わせて関係機関と連携し、支援を実施しました。また、必要に応じて支援会議や個別ケース検討会議を開催しました。

## 施策の柱④ 支援拠点の整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

### <めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

### <取組みのポイント>

- ・包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となるワンストップ総合相談窓口の設置
- ・健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりについての検討
- ・主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくり
- ・専門性をもった支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくり

### 令和2年度（2020年度）の主な取組み

#### ○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化）

施策の柱②に記載

#### ○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に仕組み作りに関する内容を記載）

##### 子どもの居場所ネットワーク事業【こども政策課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進により、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を令和2年度（2020年度）から本格実施しました。

ポータルサイト「いこっと」の開設、人材バンクの制度構築及び人材派遣の試行、個別団体の居場所づくり支援、市域及び圏域のネットワーク会議の開催、ボランティア連続講座等を実施しました。

実施にあたり、令和2年度から4年度までの受託団体を公募し、選定の結果、特定非営利活動法人与なか ESD ネットワークに決定しました。同法人が担う市域コーディネーターに加えて、5 圏域に圏域コーディネーターを配置し、事業を実施しました。

## 若者支援総合相談窓口（ひきこもり対策強化事業）【くらし支援課】

平成 30 年度（2018 年度）に相談窓口の機能拡大の一環として試行的に開始した、ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業は、段階的な機能拡充を行いました。

居場所事業は引き続き毎週 1 回開催し、共同作業（軽作業、地域活動、菜園づくり）、ゲーム、クラフト製作などを通して、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成とともに、グループ内の相互交流を通して集団内での安心感や自己肯定感の醸成を促し、外出意欲の定着、更には次のステップの社会参加に導く場としてのプログラム提供を継続しました。また、集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムを提供し、外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化しています。

居場所事業（集団）82 回 延べ 403 人（実人数 34 人）

居場所事業（個別）72 回 （実人数 9 人）



地域活動（ゴミ拾い）の様子



菜園づくりの様子

## 生きづらさを有する当事者会の立ち上げ支援【くらし支援課】

ひきこもり等の生きづらさを有する女性を対象とした当事者会「ひきこもりUX女子会 inOsaka6 市」を大阪府及び府内の自治体と連携して実施し、府内 6 力所で 142 人が参加しました。

また、当事者自らが企画運営を行い集える場の立ち上げを支援するため、令和元年度から当事者会の立ち上げに向けて話し合う交流会を実施した結果、令和 2 年 9 月から「ひきこもり豊中女子会」が立ち上がりました。令和 2 年度（2020 年度）は 7 回開催し、延べ 37 人が参加しました。



ひきこもり UX 女子会 inOSAKA5 市チラシ



ひきこもり豊中女子会のチラシ

## 施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

### <めざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取組みがなされている。また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

### <取組みのポイント>

- ・インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動など依存や被害の未然防止の取組み
- ・非行、薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携強化
- ・再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携

### 令和2年度（2020年度）の主な取組み

## 〇子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けた教育機会の充実

### 〇他の相談・支援機関やネットワークとの連携

#### 若年女性を対象にした性に関する学習機会の充実

#### 【人権政策課・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（指定管理事業）】

自分の体や性を大事にするための専門知識の必要性を伝え、科学的裏付けのある知識を学ぶ機会を提供するため、「女性医師に聞いてみよう！～自分のからだを大切にするために～」を開催し、5人の参加がありました。クイズを通して、女性の体や性について正しい知識を伝え、また、参加者からの疑問や不安について講師が直接答えることで、婦人科受診の必要性、健康観を得る機会を提供することができました。

女性医師に聞いてみよう！  
～自分のからだを大切にするために～

女子あるある

- ・生理痛がひどくてつらい
- ・婦人科に行きづらい
- ・性の悩みを相談できる人がいない...
- ・そもそも、自分のからだの状況について、何も把握できていない...
- など...

婦人科に行きづらいと感じる  
みなさんのための講座です！  
何でも聞ける、何でも話せるこの場を、  
自分のからだに向き合おうきっかけにしてください！

日 時：2月27日(土) 14:00～15:30  
会 場：すてっぷ セミナー室2  
講 師：本町千帆（婦人科医師）  
対 象：10～30代の女性  
定 員：10人（先着順）  
申込み：2月1日(日)10:00から窓口・電話・FAX・WEBフォームにて申込み  
一時参加費：1名につき半額までの子どもを1人まで  
（子ども各1人500円程度）・事前申し込み・予約2/20

主 催：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ  
（指定管理事業）～若年女性と婦人科受診の方向性に関する講座～  
お問合せは すてっぷ連絡センターまで <予約制・先着順>  
〒560-0020 豊中區玉川1-1-1-501  
電話：06-6844-9773  
FAX：06-6844-9703  
http://www.toyonaka-step.jp/

www?e=A\_https://bit.ly/2o8895400194



## 自助グループ活動支援の取組み【くらし支援課】

大阪府と連携して、さまざまな生きづらさを抱えていて当事者活動の立上げや運営に関わりたい人、行政、民間支援機関を対象として、さまざまな当事者活動を紹介し、コロナ禍の影響等についてパネルディスカッションを行い、その内容を動画配信しました。

当日は、当事者活動を実践している6団体が集いました。コロナウィルス感染拡大防止のため縮小開催となりましたが、動画配信には116名の申込みがありました。

団体同士の交流とともに、当事者活動に興味があるが参加できていない人に対して、当事者活動を知る機会を提供することができました。

**居場所フェスタ 2020 In とよなか**

コロナ禍において集まる機会が減少する中で、生きづらさを抱えている方が少しでも多くに届くよう、

※本フェスタの録音、録音、動画データ  
録音と2次利用について個人情報を扱いません。  
※収録後のアンケートにご協力をお願いします。

**主催** 大阪府 豊中市

＜プログラム＞ ※2時間の予定  
(1)開会  
(2)活動紹介・パネルディスカッション  
(3)閉会

＜申込締切日＞  
令和3年2月8日(月)

＜申込方法＞  
インターネットからの申込みにご協力ください。  
※大規模イベント・ネット申込みは、必ず申し込みください。  
このQRコードをダウンロードし、URLから申し込みください。

＜動画配信申込締切＞  
※開会までに、YouTube動画の視聴用URL(リンク)を  
お届ください。

**活動紹介・パネルディスカッション**

※予告なく変更の可能性があります。ご了承ください。  
＜参加予定団体＞(五十音順)

**こもりむしり会**  
年齢や性別は問わず、ひきこもりに関する悩みを持つ当事者・家族・支援者達が集い、交流や情報交換をするグループです。

**さかいハツツ友の会**  
私たちは発達障がい(能力に凸凹があり、困り感をかかえている人)の自助グループです。困り感を言葉にして共有したり、工夫や  
価値を共有できる場になりたいと考えています。

**NPO法人タカハル・アソビ・サッカークラブ**  
ホームレスの人や若年無業者、うつ病、LGBT、ひきこもり、依存症など様々な背景を持つ当事者がサッカーに参加する機会を創り、  
スポーツを通じた社会的包摂をめざします。

**つら研(NPO法人フォロ)**  
自分の生きづらさや抱える「問題」から、自分を通して見える社会がある。「研究」という切り口で、他者と共有していくことができな  
いか。そうした思いから「生きづらさからの当事者研究会」、通称「つら研」を始めました。

**公益財団法人とよなか国際交流協会**  
外国人が安心して集える居場所づくり&エンパワメントを進める事業や多文化共生社会を推進する人づくりを中心に様々な活動を地域  
や学校と連携しながら日常的に展開しています。

**はなはなの会**  
家族のケアを担う子ども・若者たち(ヤングケアラー)の集まりです。  
仲間と出会う事、私たちの存在を社会にアピールすることを目的として活動を始めました。

＜進行＞  
PSI カウンセリングルーム 代表 竹内 祐一氏

大阪・心斎橋にあるPSI カウンセリングルーム代表。公民問わず積極的に他の団体とも連携しながら、「家族問題」「ひきこもり」「不登校」「水商売」「非行」などの相談に対応している。

＜コメンテーター＞  
長崎県立大学 地域創造学部公共政策学科 講師 伊藤 康貴氏

自身のひきこもり経験にもとづきながら、ひきこもりに関する社会学的調査研究を行っている。ひきこもり当事者の複数  
のグループに日常的に参加しながら、同時にそこで出会った当事者の生活史やライフストーリーをインタビューしてい  
る。

居場所フェスタ 2020 チラシ



パネルディスカッションの様子

## 若者自立支援計画の中間見直しについて

当初、令和2年度（2020年度）中に同計画の中間見直しをする予定でしたが、コロナウィルス感染症拡大の影響により、社会全体が大きく変化する中で、計画見直しにあたり若者へのコロナ禍の影響を加味することが必要だと考えました。

そのため、計画の見直し時期を令和3年度（2021年度）に延期し、令和2年度（2020年度）は若者へのコロナ禍の影響について情報収集しました。実施した内容は以下の通りです。

### ① 「若者自立支援計画中間見直し・評価検討部会 実務担当者会議」

実務担当者が各職場で直面しているコロナ禍の影響について話し合いました。

### ② 「若者支援意見交換会」

日本各地で若者支援に携わっている支援者を ZOOM でつなぎ、各地の状況及びこれからの若者支援に必要なことについて意見交換をしました。



### ③ 「若者サミット」

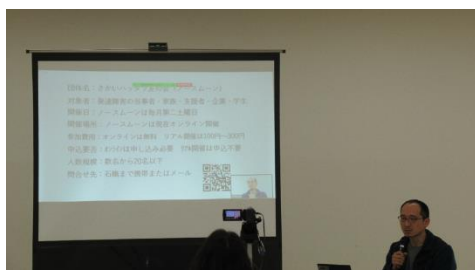
コロナ禍の影響により若者サミットは中止しましたが、実行委員会において当事者（若者）として、実行メンバー同士が語り合い、その内容をふまえ、身近な大人達との意見交換を行い、若者支援に必要なものについて検討しました。

実行委員メンバー7人、実行委員会5回開催



④ 「居場所フェスタ 2020in とよなか」

当事者(居場所)活動を行っている6団体が各団体の紹介を行うとともに、コロナ禍による当事者および居場所への影響等についてパネルディスカッションを行いました。



### Ⅲ. 評価指標の実績について

指 標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
出前講座等の参加者数 (* 1)	16,726 人	16,892 人	16,722 人	14,044 人	7,995 人
若者支援相談窓口への相談件数	52 件	83 件	105 件	122 件	112 件
本人(若者)に直接面談できた割合 (* 2)	48.1%	51.8%	48.6%	50.0%	54.5%
他機関・支援ネットワークとの連携数	—	—	37 ケース (延べ 57 機関)	39 ケース (延べ 63 機関)	39 ケース (延べ 49 機関)
義務教育終了後の若者を対象とした学習支援の参加者数	—	—	10 人	24 人	17 人
就労支援を行った若者の人数 (* 3)	420 人	341 人	300 人	324 人	507 人
豊中市市民意識調査において「子どもや若者が地域の中で、いきいきと活動できている」と感じている市民の割合	—	36.8%	—	37.4%	—

\* 1 キャリア教育、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等に関する出前講座等の子ども・若者の参加者数

\* 2 若者支援相談窓口への相談者のうち本人(若者)と直接面談できた割合

\* 3 「くらし支援課(34歳未満の若年者)」及び「とよの若者サポートステーション」における支援人数(含む過年度相談)

## IV. 令和2年度の総括について

若者支援総合相談窓口の新規相談件数については、112件（前年度122件）と減少しました。これは、コロナウィルス感染症拡大（緊急事態宣言・休校等）による、社会全体の一時的な停滞状況が影響していると考えます。引き続き相談者の心身の状況や環境の変化に応じて、支援プランや利用する支援機関を随時見直すなど、関係支援機関との連携を強化しながら、中長期の視点にたった支援全般のコーディネート機能の充実に取り組んでいます。

また、本人が来談できないケースが多いため、平成30年度（2018年度）から訪問支援や居場所事業を試行的に開始し、その後段階的に拡充しました。その結果、本人に会えた件数は前年度の55人から61人に、割合は50.0%から54.5%に増加しました。居場所事業（集団）は延べ82回実施し、延べ403人（実人数34人）が参加しました。集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムを提供して外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化し、延べ72回（実参加人数9人）実施しました。

そのほか、中学・高校生世代を対象とした学習支援や居場所事業、生きづらさを有する当事者活動団体と連携した交流の場づくりなど、地域における若者の居場所の充実や就労をはじめとした社会参加の場の創出に取り組みました。また、当事者活動の活性化を目的とした講座を実施し、当事者活動に関わっている人だけではなく、今まで関心はあったが活動に参加できていない人に対して当事者活動を知る機会を提供しました。

計画の中間見直しのため、コロナ禍が若者に与える影響について、庁内関係機関・支援者・当事者などから情報を収集しました。これらの情報を参考として、計画の中間見直しに取り組みます。

今後も引き続き、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、若者、地域、当事者団体、事業者、関係支援機関との連携を深め、相談支援体制の充実だけではなく、子ども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組めます。

**豊中市若者自立支援計画  
令和 2 年度（2020 年度）事業報告書**

令和 4 年（2022 年）3 月

豊中市 市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号

TEL: 06-6858-6870 FAX: 06-6858-5095